平成２４年（フ）第４８号
兵庫県明石市藤江891番地の６
債務者　町谷　早苗
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
神戸市西区水谷３丁目５番18―101号
債務者　西馬　祐生
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第７０号
神戸市西区曙町1070番地　県住11―503号
債務者　山本　隆義
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第４３８号
埼玉県蓮田市大字江ケ崎1551番地５　本沢運輸社員寮１―102号
債務者　中野　正貴
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４４３号
埼玉県朝霞市本町１丁目32番20号　第三員規荘101
債務者　山増　芳弘
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４４８号
埼玉県朝霞市本町１丁目32番20号　第三員規荘101
債務者　山増美智子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８３号
富山市上冨居３丁目12番31―101号　グランハイツ冨居、前住所富山市大泉1537番地13
債務者　竹田　憲美
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８４号
富山市上冨居３丁目12番31―101号　グランハイツ冨居、前住所富山市大泉1537番地13
債務者　竹田　富美
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８２２１号
大阪府豊中市上新田３丁目４番１―433号
債務者　吉内　陽子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９１８号
大阪市平野区平野本町２丁目９番８号　ヴィルドール平野101
債務者　髙﨑　嗣格
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９４７号
大阪府吹田市千里山東３丁目11番９号、前住所大阪府吹田市桃山台１丁目１番Ｃ１―308号
債務者　六車　欽一
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９７９号
大阪府寝屋川市萱島信和町４番８号
債務者　柳田　涼子（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０１５号
大阪市平野区長吉長原西３丁目６番３―305号
債務者　松岡まゆみ
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１０４号
大阪市浪速区大国３丁目９番９号
債務者　平田　悦子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１４２号
大阪府豊中市立花町２丁目３番４―308号
債務者　藤本英津子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１４３号
大阪府豊中市立花町２丁目３番４―308号
債務者　藤本　　唯
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１５１号
大阪市城東区放出西２丁目19番25―901号
債務者　木村　和枝
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２２３号
大阪府守口市馬場町１丁目７番８号、事業所所在地大阪府守口市高瀬町２丁目７番１号
債務者　なかにし整骨院こと　中西　謙次
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部